

9 月 3 日「地域の会」委員質問への回答

1 質 問

(竹内委員)

ヨウ素剤は各自で保管するのではなく、いざという時は地域の知った顔から受け取る事ができると安心感もあり、ありがたい。

地域の自主防災組織等を担っている消防団などに委ね、地域の消防小屋に鍵のかかる保管庫を設置するなどしていただきたい。

2 回 答

○安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の体内への取り込みを防ぐことを目的に服用する医療用医薬品とされており、薬事法上その取扱いに関しては一定の制限があり、地域のお知り合いや消防団が保管したり、お渡しすることはできません。

○平成 25 年 6 月の原子力災害対策指針の改正により、原子力発電所から半径 5 キロ圏内の住民の方については、全面緊急事態に至った場合、避難を即時に実施するとともに、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することとされているところです。

○安定ヨウ素剤は服用のタイミングが重要であり、指示があった時に迅速に服用できることが必要です。このため、即時避難区域（P A Z）にお住まいの方には、あらかじめ事前配布を行うことを考えております。

○一方で、ご意見にあるように各自が保管する場合は、紛失や誤飲などの恐れもあるなど課題があることも認識しております。

○このため、事前配布を進めるにあたり、県、関係市村に加え、医師会や薬剤師会などの専門的知識をもつ関係団体のご意見もお聞きしながら、安定ヨウ素剤の事前配布の課題解決に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、住民の皆様にはご理解とご協力をいただきたいと思います。と存じます。